

令和二年二月十四日受領
答弁第三二二号

内閣衆質二〇一第三二号

令和二年二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員丸山穂高君提出大学入学共通テストにおける英語民間試験の活用延期及び記述式問題の導入見送りに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員丸山穂高君提出大学入学共通テストにおける英語民間試験の活用延期及び記述式問題の導入見送りに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「議事録等」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、文部科学省が開催した、「高大接続システム改革会議」に置かれた「新テストワーキンググループ」並びに「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」及び「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」記述式の採点方法検討チーム」（以下「各グループ・チーム」という。）については、その会議を公開した場合、構成員の自由な意見交換が制約され、円滑な運営が妨げられるおそれがあり、審議を公正かつ円滑に実施する上で支障が生ずると考えられること、大学入学選抜等に係る非公開情報を基に検討を行う必要があること等から、各グループ・チームの会議はいずれも非公開とされていたところである。

このように、各グループ・チームの会議が非公開で行われたものであることを踏まえ、各グループ・チームの各会議における発言者の発言内容が分かる資料の公開は差し控えたい。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、文部科学省が開催する「大学入試のあり方に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）については、「大学入試のあり方に関する検討会議の開催について」（令和元年十二月二十七日文部科学大臣決定。以下「開催要綱」という。）において、「大学入試における英語四技能の評価や記述式出題を含めた大学入試のあり方について検討を行う」こととし、その実施方法として「幅広く関係者の意見を聴くものとする」としているところ、その具体的な方法については、今後、検討会議において決定されるものである。

三について

検討会議の実施期間については、開催要綱において、「令和元年十二月二十七日から令和二年末までとし、必要に応じて延長する」としているところ、お尋ねの「どのような理由により延長となるのか」については、今後の審議の状況に鑑みて検討会議においてその要否も含め議論されるものであることから、現時点でお答えすることは困難である。

四について

御指摘の「令和六年度からの新たな英語入試の制度設計」については、今後、検討会議における議論を

踏まえ、文部科学省において検討されるものであるところ、検討会議の結論が出ていない現時点において、お尋ねについてお答えすることは困難である。いずれにせよ、同省においては、受験生が、家庭の経済状況にかかわらず安心して大学等を受験することができるよう、必要な検討を進めてまいりたい。

五について

令和二年度から実施される大学入学共通テスト（以下「大学入学共通テスト」という。）については、各大学が独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）と協力して共同で実施するものであるところ、センターが大学入学共通テストの各受験者の成績を各大学に対し提供するまでに要する日数については、各大学の意向を踏まえつつ、センターにおいて適切に判断されるべき事柄と考えている。

また、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条第一項の規定に基づき文部科学大臣が平成二十八年三月一日に指示した「独立行政法人大学入試センターが達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）」においては、「入学者選抜の全体日程終了後に、希望する受験者本人に対しセンター試験の成績を開示する」と定めているところ、当該定めはセンターにおける事務処理に要する時間等を考慮して定めているものであることから、現時点では、文部科学省において当該定めを変更することは考えてい

ない。

御指摘の「試験日程」を含む大学入学共通テストの実施に関し必要な基本的事項については、大学・高等学校関係者との協議（以下「協議」という。）を踏まえて同省が「大学入学共通テスト実施大綱」（以下「実施大綱」という。）において定めているものであり、令和三年度以降の大学入学共通テストの実施期日については、引き続き、高等学校教育への影響等も踏まえつつ、協議を踏まえて各年度の実施大綱において適切に設定してまいりたい。